

第 2 5 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 8 月 1 0 日 開 会

平成 2 8 年 8 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年8月10日(水) 午前9時30分 米沢市農業委員会第25回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(16名)

1番 吉田健二 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	9番 鈴木孝一 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	11番 上村貞義 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	12番 中村圭介 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	
7番 中根友裕 委員	14番 安部輝雄 委員	

欠席通告委員

なし

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田 和利
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 査	佐藤 秀洋
主 事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- 報第 1 号 非農地証明の報告について
- 議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について
- 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
- 議第 3 号 事業計画変更申請について
- 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 5 号 農用地利用集積計画について
- 議第 6 号 土地改良事業参加資格交替の承認について

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。

けさの新聞に概算金、米の概算金の価格を1,500円アップとかがついているようなことで、関東方面の記事が載っておりました。今後の米価等よく注視しながら、見守っていきたいと、こう思います。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

それでは、ただいまより第25回農地部会を開催いたします。

初めに、農業委員憲章の唱和をお願いします。発声は6番長谷部秀昭委員にお願いいたします。

(唱和)

本日の出席委員は、18名中18名であり、去る8月5日に通知しました第25回農地部会は成立いたしました。今回の議事録署名委員には2番大橋久芳委員、3番佐藤健一委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局よりありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正が2カ所ございますので、4ページをお開きください。

受持番号69号の渡人の住所が〇〇〇〇となっておりますが、正しくは△△△ということになりますので、訂正をお願いします。

それと同じく、もう1カ所、8ページお願いします。

8ページの受理番号1号についても同じ方ですので、その渡人の住所を△△△△に訂正をお願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号20号の1件でございます。田のみ1筆 99㎡、そして合計も同じでございます。

受理番号20号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和52年です。申請理由は、林に隣接しているが、何十年前も前

から耕作しておらず、原野となっているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

15番 (伊藤精司委員 挙手)

議長 伊藤委員。

15番 自分の案件がありますので、退席させていただきます。

(伊藤精司委員 退室)

議長 それでは、受理番号30号と31号、33号から35号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号30号、31号、33号から35号までの計5件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田19筆 37, 351.00㎡、畑28筆 5, 490.91㎡、合計47筆 42, 700.91㎡です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

受理番号35号 貸人 ○○○○ 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号30号と31号、33号から35号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、受理番号30号と31号、33号から35について、議案書のとおりであることを確認いたしました。  
(伊藤精司委員 入室)

議長 それでは、受理番号29号と32号、36号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)  
議長 水谷主査。  
水谷主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。  
先に上程となりました受理番号30号、31号、33号から35号を除いて、受理番号29号、32号、36号の計3件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田のみ8筆 20,593.00㎡、よって合計も同一でございます。  
受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は借人死亡により、別人と賃貸借のためです。  
受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借のためです。  
受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は転用申請のためです。  
以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号29号と32号、36号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、受理番号29号と32号、36号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。  
次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

15番 (伊藤精司委員 挙手)

議 長 伊藤委員。  
1 5 番 自分の案件がありますので、退席させていただきます。  
(伊藤精司委員 退室)

議 長 それでは、受理番号68号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)  
議 長 水谷主査。  
水谷主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。  
受理番号68号の1件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田38筆 39, 483. 38㎡、畑50筆 81, 153. 21㎡、合計88筆 50, 633. 59㎡です。  
受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借新規 農地所有適格法人です。  
以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)  
議 長 長谷部委員。  
6 番 6番長谷部です。  
68号について説明をいたします。  
貸人が○○○○、借人が△△△△ということになります。備考としましては、新規の賃貸借農地所有適格法人ということになります。問題はありますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、受理番号68号について、意見並びに質問ありませんか。  
1 8 番 (石川正義委員 挙手)  
議 長 石川委員。  
1 8 番 18番石川ですが、一連の、今までの賃貸借が○○○○とおのおの方々、それを解約しての、今度は息子さんですか、これわからないけれども、株式会社、こちらのほうに移行するというようなことなんですが、○○○○が今までの借りている、そしてまた、それらに対しての補助金があったんじゃないかと思いますが、その辺の年月が過ぎたからこういったものになったのか、その辺もう少し移行の状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)  
議 長 長谷部委員。  
6 番 △△△△というのは、息子さんの名義の会社になります。

あとお聞きしたいことは何でしたか。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 ○○○○が今まで数件の方々と借りていたわけなんです、それが当然公  
な交付金も利用していたかどうか、その辺わからないけれども、それが年月  
が過ぎてればいいんだけど、その辺をもう少し、多分事務局のほうだと  
わかるのかな、これは。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事お願いいたします。

渡部主事 それでは、農業委員会における補助金についてお答えします。

農地流動化補助金につきましては、○○○○が受けているものは3件ござ  
いますが、今回の解約に伴いましていずれも今後の補助金の停止という扱い  
をとるということで、事務局内で協議を済ませたところであります。よろし  
くお願いします。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 ちょっと今、停止ということは。じゃあこれは契約違反云々ということに  
対しては何も停止だけで済むわけですか。その辺、一連の経過で、はい過ぎ  
ました、そこでの新たな経過、新たな契約ということならわかるんだけど  
も、そういう指導で差し支えないんでしょうか。ただ、期間中のうちの株式  
会社のほうに移行というものに対して、期間中でないものならば話はわかる  
んだけど、期間中で、そういった契約というものは普通ならば誰しもが、  
我々も6年契約、3年契約、10年契約とやっていて、本当の形だったら、  
ある程度任期が全うした後でどのような移動でも差し支えないと思いま  
すが、それが期間中というものに対しては、そういったところ交付金も発生  
しているから、できるんですか、その辺ちょっともう少し詳しく教えてください。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 今回の案件につきましては、合意解約に伴う解約でもあり、かつ両者協議  
の上決定したものでございますので、事務局としては問題ないと考えます。  
よろしく申し上げます。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 一つだけ言います。今回結んだ賃貸借は○○○○の名義のやつだけでない  
んです。借りた土地なんて関係ないんです。○○○○名義だけの土地の賃貸



借だから、関係ないの。（「これは〇〇〇〇さんの土地だけだから何も問題ないの。ただ、18条で解約して、この後、集積で上がってくる案件、それについて今石川委員が話したような内容が生じるということになるので」の声あり）

18番  
議長  
18番

(石川正義委員 挙手)  
石川委員。

何だか誤解しているようだけれども、その〇〇〇〇がどうこうでなくて、さっき承認を得た、今回、そしてまたこれからも出てくる案件に対して、どこでどう手を挙げたらいいかなと思ったけれども、中間のこの辺でいいかなと思ってたもんだから、差し支えないとなれば、何も差し支えないのであって、一連の貸し借り、あるいは一連の法人に、そしてまた出入りが適正だったといえども差し支えないけれども、そういった補助金絡み云々となれば、そういったものに対して差し支えないのかって聞いて、差し支えないという事務的判断となれば、何も差し支えないわけなんです。

戸田農地主査  
議長  
戸田農地主査

(挙手)  
戸田主査。

このたび、〇〇〇〇のところで、会社組織にするという話が前々から、話がありました。それで一応賃貸契約結んでいるところはまだ満了が来ない上での法人化組織を立ち上げたということでしたので、あくまでも合意解約のもと、個人対個人で結んでいたものを、会社、法人化した△△△△との契約に移ったということです。補助金に関しては、今まできちんと管理されていた、耕作されていたということでもありますので、お互いの合意のもと、解約した上での貸し借りということで、補助金関係云々は関係なく、これらについて停止というところで、流動化補助金の要綱上は問題ないということで、停止という形にさせていただいたところです。

18番  
議長  
18番

(石川正義委員 挙手)  
石川委員。

しつこいようですが、いま一度確認。

これは、〇〇〇〇と息子さん、会社、本人が入っているかどうかわかりませんが、そこの合意解約だ、補助金に対しては停止、しならば、米沢市全体でもそういった第三者の人との賃貸を結んでいる、しかし、6年のうちの5年しかたっていない、3年しかたっていない、しならば、合意だったら何も差し支えないという意味合いで今後もそういった審議を進めてよろしいという考えでいいんですね。

戸田農地主査  
議長  
戸田農地主査

(挙手)  
戸田主査。

戸田農地主査

ほかにも何度か期間満了する前に解約していた方もいました。その場合、その都度内部の協議をいたしまして、直前まできちんと管理をされているというのであれば、補助金に関しては停止、これからの分に対して停止ということとさせていただいた案件はいくつかあります。今後も、流動化補助金に関してですけど、それはもう3年で終わりの方向なものですから、もう少し明確に要綱をことしの12月の申請の前に、わかりやすい内容にし、協議しないで大丈夫なように、ちょっと変更させていただきたいと事務局として思っているところです。補助金に関しては問題ないです。

議 長

それでは、受理番号68号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号68号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号68号について、許可することに決定いたしました。

(伊藤精司委員 入室)

議 長

それでは、受理番号68号を除く55号から59号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査

(挙手)

議 長

水谷主査。

水谷主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

先に上程となりました受理番号68号を除いて、受理番号55号から67号、69号の計14件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田48筆 99,267.00㎡、畑16筆 3,517.00㎡、合計64筆 102,784.200㎡です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借の

新規就農です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号61号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号65号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号66号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号69号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
それでは、55号を上程いたします。

(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。

2番大橋です。

私からは、55号、56号、66号の3件をご説明申し上げます。

55号は、相手方の要望による賃貸借というようなことで、特に問題ないということがございます。これと、55号と56号は佐藤利夫委員の案件で

ございます。

56号については、親子間での年金受給のための使用貸借再設定ですので、特に問題ございません。

66号については、相手方の要望による売買というようなことで、△△さんのほうで土地を購入したいというようなことでございます。〇〇〇〇さんのほうは息子さんのほうもいろいろ仕事をやっています、それではちょっと規模を縮小していきたいというような考えがあるようでございます。

以上、特に問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議 長  
10番  
議 長  
10番

57号。

(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

10番佐久間です。

57号、58号、61号、63号、64号、67号について説明申し上げます。

58号を除きました5件につきましては、〇〇の△△地区内の貸し借りでありまして、地区内のお話し合いの中で〇〇〇〇さんと△△△△さんのほうに集積を図るといようなことになったそうであります。それに伴った賃貸であります。特に問題ないと思います。

58号につきましては、〇〇の△△△△さんが新規就農者でありまして、〇〇さんのわらハウスとして以前から使用したものではありませんけれども、そこを借りて、その施設も利用しながらトマトの栽培をしたいということですので、問題ないと思います。よろしく願いします。

以上です。

議 長  
6番  
議 長  
6番

では、59号。

(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番長谷部です。

59号説明をいたします。

渡人の〇〇〇〇さんと受人の△△△△さんは親戚関係だそうです。〇〇さんが高齢なもので、今までも畑を管理してきたということで、このたび売買ですと管理してもらっていくのだそうです。問題はありません。よろしく願いいたします。

議 長  
9番  
議 長  
9番

では、60号お願いします。

(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木委員。

9番鈴木です。よろしく願いします。

受理番号60号につきましてご報告をさせていただきます。

〇〇〇〇と△△△△の契約でございますが、〇〇〇〇が高齢になったというようなことで、△△△△への賃貸借というというようなことで、8月3日〇〇と面談し、内容等確認してまいりました。

以上でございます。

あと、管理上の関係で69号について報告させていただきます。

69号につきましては、遠藤委員の調査された報告をさせていただきますが、〇〇〇〇と同じく△△△△の関係でございますが、〇〇〇〇の要望で売買というようなことでございます。126㎡で、この部分については農振に入っていないというようなことからの売買契約に何ら差し支えないののではないかとというようなことで判断させていただいていたそうでございます。

以上でございます。

議 長  
1 8 番  
議 長  
1 8 番

では、62号。  
(石川正義委員 挙手)

石川委員。

18番石川です。

先ほどの案件にも出ました〇〇〇〇さん、借人のほうも△△さんが亡くなったということで、この〇〇さんは息子さんです。新たに賃貸を結ぶというようなことでございまして、本人に会ってきまして、行うというようなことでございましたので、何ら問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長  
1 1 番  
議 長  
1 1 番

では、65号お願いいたします。  
(上村貞義委員 挙手)

上村委員。

11番上村です。

調査の担当は寒河江一紀委員です。今月の農地相談の折、寒河江委員より報告がありました。内容は、申請人の聞き取り、現地調査、こういったことを行った結果、問題ないというような報告でありました。よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長  
全 委 員  
議 長

それでは、受理番号68号を除く55号から69号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、受理番号68号を除く55号から69号までについて、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号68号を除く55号から69号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号5号から6号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議します。

受理番号5号 許可 平成8年13月3日付、指令東置地（農）第413号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 住所 ○○○○、△△△、承継者 ○○○○、△△△△でございます。土地等の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

続きまして、受理番号6号 許可 平成28年3月23日付、指令農委第63号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 住所 ○○○○、△△△△、△△△△、2名です。承継者は同一です。土地等の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

以上2件です、よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの受理番号5号から6号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号5号から6号について、は変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号5号から6号については、は変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号12号から19号までの計8件で、田4筆 1, 948.57㎡、畑4筆 1, 417㎡、よって合計は8筆で 3, 365.57㎡でございます。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟8世帯）の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（1棟12世帯）の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、集落接続です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は花壇用地のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号12号から19号を上程いたします。では、12号。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 11番上村です。

調査担当は寒河江委員です。寒河江委員の調査によりますと、申請人への聞き取り、現地調査、そういったものを行った結果、事前着工等もなく、問題なしという報告を受けております。

18号も同じように寒河江委員の調査であります。同様に問題ないという報告を受けております。よろしく申し上げます。

議 長 では、13号。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋委員。

8 番

8番高橋です。

13号、14号、15号、16号、19号についてご説明申し上げます。

まず、13号ですが、こちらは8月2日に代理人の行政書士〇〇〇〇さんに確認しております。地図を見ていただきたいと思いますが、場所は△△△△地内で、〇〇〇〇の向かい側に位置しております。この土地に△△さんが〇〇さんから土地を買い求め、申請地に住宅を建築したいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われま

す。続きまして、14号、14号から16号までは全て代理人が同じ行政書士の〇〇〇〇さんです。〇〇さんからお話を8月2日に伺ってきました。14号の場所は△△地内で、県道〇〇〇〇線沿いにあります。借人は〇〇〇〇さん、貸人が△△△△さんで、親子関係にあります。この土地を〇〇〇〇が借りて、アパートと駐車場を建設し、土地の有効利用を図りたいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われま

す。続きまして、15号、こちらと同じ△△△△地内、先ほどの申請地に近いところに位置しております。こちらは〇〇〇〇が△△さんから土地を譲り受けて会社の従業員及び来客用の駐車場を建設したいということです。事前着工等はありませんでした、問題ないと思われま

す。続きまして、16号、こちらは△△地内です。主要地方道〇〇〇〇線、△△△△の下側に位置しております。この土地を渡人の〇〇さんから△△△△が買い求め、アパートと駐車場を建設し、土地の有効利用を図りたいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われま

す。続きまして、19号、こちらは角屋委員の案件です。8月8日に角屋さんから電話で報告を受けております。こちらの案件は、先ほど出ました議第3号の6号案件に関連しております。受人の〇〇さんに角屋さんが確認しておりましたが、受人の〇〇さんが△△さんから土地を買い求め、先ほどの事変のあった土地、ことしの3月に囲われてますが、こちらの土地に花壇用地として利用したいということで、事前着工等はありません。問題ないと思われま

以上です。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

では、17号お願いします。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

17号をご説明申し上げます。

先ほど13号で事業計画変更申請がなされた土地であります。〇〇さんが過去に5条の許可を得て、現地は宅地というか埋め立てされた状態でなかなか自宅を建てられなかったというようなことで、今回△△さんのほうに土地



を譲り渡しし、△△さんの自宅を建設をしたいというようなことでの申請であります。図面を見ていただくとわかるとおり、周囲が道路になっている中の土地で、事前着工等もございませんでした。特に問題ないというふうに思われますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいまの受理番号12号から19号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号12号から19号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号12号から19号について許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)

議 長 伊藤委員。

1 5 番 自分の案件がありますので、退席させていただきます。

(伊藤精司委員 退室)

議 長 それでは、受理番号2号から7号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 議第5号 農用地利用集積計画について、受理番号2号から7号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号から7号につきましては、相対による新規の賃貸借権の設定でございます。貸人 ○○○○ほか5名より借人 △△△△へ、土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田20筆 40, 666㎡、畑28筆 5, 349.91㎡、合計48筆 46, 015.91㎡でございます。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につつま

しては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号2号から7号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号2号から7号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(伊藤精司委員 入室)

議長 それでは、受理番号1号から8号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議長 佐藤主査。

佐藤主査 農用地利用集積計画について、先に上程となりました受理番号2号から7号を除く受理番号1号及び8号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となった案件を除きます受理番号1号及び8号の計2件でございます。1号につきましては、相対による所有権売買、8号につきましては、相対による新規の賃貸借権設定でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ10筆 14,359.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権売買です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、先に上程となりました受理番号2号から7号及び本議案の累計筆数、地積につきましては、田30筆 55,025.00㎡、畑28筆 5,3

49.91㎡、合計58筆 60,0374.91㎡でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

3 番 　　(佐藤健一委員 挙手)

議 長 　　佐藤委員。

3 番 　　3番佐藤です。

1番の案件についてお伺いしたいんですけども、売買での反当の単価が285,000円ということで、特に地区の農地相談でその辺の話の状況をお伺いしたけれども、利用集積画であそこのちょっと将来農地として維持していくには安いというか、周囲の農地と比較すると大分開きがあるように思われますので、その辺お伺いしたいと思います。

9 番 　　(鈴木孝一委員 挙手)

議 長 　　鈴木委員。

9 番 　　9番鈴木でございます。

受理番号1番につきまして報告させていただきますが、調査というか、担当委員は遠藤委員でございまして、農地相談の際の報告内容につきましてお話をさせていただきます。なお、この場所は、〇〇〇の東側の地域にありまして、〇〇というところの地域に相当しまして、元△△さんが転作というようなところで牧草地にして長年経過してきたところであります。そのようなことで、△△さんの事情により、このたび〇〇〇〇にお願いし、購入していただいた関係からか、単価の詳細についてはそのような内容しかわかりませんが、報告ありませんでしたので、田の面積、田の部分での価格的な安さはありませんが、△△さんがこのような形で〇〇〇〇のほうにお願いしたというようなことでございますので、その内容をこの場で報告させていただきます。

以上です。

1 3 番 　　(菅野英一郎委員 挙手)

議 長 　　菅野委員。

1 3 番 　　その土地は道路がないという、ほかのところを通らないと入れないところ。そして、その元自分の実家の屋敷からだとは本当は入れられるんだけど、そこを入らないと通られないところなので、三角地みたいになるんです。なので大変不便なところなので、やっぱり誰も借り手がいなかったというところなんです。

3 番 　　(佐藤健一委員 挙手)

議 長 　　佐藤委員。

3 番 　　今回〇〇〇〇のほうで取得をするということで、今菅野委員からの話ですと、その宅地からでないといけない場所だということのようでもありますけれど

ども、〇〇〇〇で土地を管理するに当たっては、通路的なことについては問題ない。

1 3 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 菅野委員。

1 3 番 その道路に面している田んぼも買ってたよ、〇〇で。あそこから一帯になって、牧草してたんです。

議 長 というようなことで、条件的に余りよくないというようなことで、双方の話し合いの上、単価が決まったというようなことです。よろしいですか、佐藤委員。

3 番 本来、相対での取り引きでありますから、3条の申請での農地の売買が一般的な取り扱いになるかと思うんですけども、あくまでも米沢市が集積計画を組んで、税法上特典を与えられていることでありますので、それも加味した中で取り扱いを進めるべきでないかというふうに私なりに考えておりますので、お互いもとの土地の所有者と買い手との話で周囲の価格を度外視した中で取引単価を決めるという流れになりますと、地域の土地の評価がどんどん下がるということにもつながるわけなので、十分留意しながら進めていただくようお願いをしたいと思います。以上。

議 長 そのほか意見並びに。

1 8 番 (石川正義委員 挙手)

議 長 石川委員。

1 8 番 18番石川ですが、今の件に関して、要望、あるいはちょっとお聞かせ願いたいというものでして、我々の農事相談の折に質問が出たわけなんですけど、こういった自分たちの地域ですとわかりますが、このような法外的な理由は今お話のとおりで、10a当たり280,000円、すばらしい価格だというようなことで出ました。しからば、〇〇のどの辺に当たるかということの質問添付ということはできるのかという話が出ましたが、そしておおよそこの土地というようなことだと、おおよそほかの委員も△△のこの辺がおおよそ280,000円ぐらいだと、〇〇のこっちはほうは1,000,000円ぐらいだと、さまざまな要素が出るかと思っておりますので、そういった地図の添付というものはできないものでしょうか。我々のほうの農事相談日の折に出たわけなんですけど、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

議 長 ということは、例えば3条申請とか、そういう全てのものにおいて地図を添付してくださいという。この案件だけに関して。「売買というものに対して」の声あり) 売買ということで。「いや、この件って、こればかりでないだよ、これから」の声あり) ということで、これから要望として売買等においての地図の添付ができないかというようなことでしたが、どうですか。

戸田農地主査  
議 長

(挙手)  
戸田主査。

戸田農地主査

今石川委員からのご要望、第3ブロックの要望で、地図が欲しいというようにしたことでしたけれども、事務局のほうもまずご存じのとおりちょっと人手不足もありまして、大変準備が大変だということで、農事相談の報告会の折にはそういう意見も出たんですという担当者からの報告はありました。中で、どうしようかという話をしましたけれども、ちょっと大変なので、ただ農業委員さん皆さんがそうしてほしいということであれば、それはそれでこちらのほうで準備しなければなりませんので、ここで皆さんのご意見を頂戴した上で、決定させていただきたいと思います。

議 長

では、部会での承認というようなことでありますので、この場で皆さん方の意見等を取りまとめをしていきたいと思います。

では、地図の添付をしてほしいという方、挙手をお願いいたします。「売買について」の声あり) はい、売買について。

1 8 番

逆に聞くけれども、何か不備なことあるわけですか、農業委員会法上、第何条において、利用集積に対しては添付すべきでない。ただ、全会一致の賛成多数で出するか、出さないか。しかしながら、事務局としては人手不足なものだから出せない、みんなの意向ならば出せるというようなこと、聞こえたわけなんです、その辺もう一度お願いします。

戸田農地主査  
議 長

(挙手)

戸田主査。

戸田農地主査

出せないと言ったわけではございませんので、事務量も最近とても多くなっております。できればということ言ったわけで、皆さんがそうしてほしいという、農地部会で皆さんの意見が一致するのであれば、当然こちら事務局ですから、皆さんの手足というか、事務的なことを全部引き受けているわけですので、それはそれなりに準備させていただきますので、ここで皆さんの意見を決めていただければと思います。

済みません、それで、今ちょっとお話、あちこちで聞こえたんですが、売買のみなんです。私たちは全部という捉え方をしたものですから、かなり事務量が大変になってくると考えたところです。「売買のみ」の声あり)

議 長

ということで、集積案件の売買に関して、今、先ほど取りまとめを行ったわけですが、一応途中だったものですから、そこまでしなくていいという人は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長

ということで、まず部会といたしましては、集積案件の売買に関しては地図の添付等は必要ないというようなことで、決定させていただきます。

- 1 8 番 議事録上、何名中の何対何で否決されました、可決されましたっていう話です。
- 議 長 賛成6、反対10というようなことで、取り決めにさせていただきました。よろしいですか。
- では、引き続き、農用地利用集積計画について、意見並びにその他質問ありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号1号と8号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、受理番号1号と8号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
- 次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。
- 1 5 番 (伊藤精司委員 挙手)
- 議 長 伊藤委員。
- 1 5 番 たびたび済みませんが、自分の案件がありますので、退席させていただきます。
- (伊藤精司委員 退室)
- 議 長 それでは、受理番号1号から6号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 佐藤主査 (挙手)
- 議 長 佐藤主査。
- 佐藤主査 議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、受理番号1号から6号につきまして、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。
- 受理番号1号から6号につきましては、先の集積計画によるものでございます。取得者 ○○○○ほか5名、喪失者 △△△△、申出の理由は期間借地の賃借権設定でございます。この筆数、地積につきましては田20筆 40, 666.00㎡、畑28筆 5, 349.91㎡、合計48筆 46, 015.01㎡でございます。
- 受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。
- 受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。
- 受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期

間借地の賃借権設定です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

(伊藤精司委員 入室)

それでは、受理番号7号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 土地改良事業参加資格交替の承認について、先に上程となりました受理番号1号から6号を除く受理番号7号案件につきまして、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

本件は農地法第3条によるもので、この筆数、地積につきましては、田のみ3筆 11, 039.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

なお、先に上程となりました受理番号1号から6号及び本議案の合計筆数、地積は、田23筆 51, 705.00㎡、畑28筆 5, 349.91㎡、合計51筆 57, 054.91㎡でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号7号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員            異議なし。  
議 長            異議がないので、受理番号7号について議案書のとおり承認することに決  
定いたしました。  
                  以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員            なし。  
議 長            ないようですので、これで第25回農地部会を閉会いたします。

閉 会            午前10時30分



以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年8月10日（水）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----